

# 神社賠償責任保険「補助保険」のご案内

(施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・自動車管理者賠償責任保険)

神社賠償責任保険「補助保険」では、神社賠償では補償の対象とならない施設(結婚式披露宴会場・会館、有料駐車場、幼稚園・保育園)の欠陥等に起因する第三者への法律上の損害賠償責任を補償する保険制度です。該当する施設がある場合には、神社賠償責任保険と合わせて是非ともご加入ください。

## 補助保険の内容

神社賠償責任保険「補助保険」では、下記の施設における、施設の欠陥や業務遂行に起因する事故(施設賠償)、供与・授与品に起因する事故(生産物賠償)、預かり物に対する事故(受託者賠償)、自動車の管理責任に起因する事故(自動車管理者賠償)、による第三者への法律上の損害賠償責任を補償します。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

### <1> 結婚式披露宴会場・会館賠償

結婚式披露宴会場、会館等の集会場のうち飲食物の提供を行う施設のみが対象となります。

(事故例) …結婚式場の料理で食中毒をおこした。

### <2> 受託自動車に対する賠償

有料駐車場または神社業務以外のために設けられた無料駐車場で預かった利用者の自動車の損壊に起因して法律上の賠償責任を負担する場合に対象となります。

(事故例) …駐車場利用客の車を預かって駐車場内を移動中に誤って損傷させた事故

### <3> 幼稚園・保育園賠償

幼稚園内の運動場・遊技場等すべての施設が対象となります。

(事故例) …幼稚園の遊技場施設の欠陥により、遊んでいた園児がケガをした。

## お支払いする保険金

### <1> 法律上の損害賠償金

#### ① 身体賠償事故の場合

治療費、休業損失、慰謝料

#### ② 財物賠償の場合

修理費など

※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

### <2> 被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用

### <3> 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など

(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)



## 保険金支払限度額と自己負担額

### <保険金支払限度額>

身体賠償 1名につき1億円 ・ 1事故につき10億円

財物賠償 1事故につき3,000万円

※授与・供与品による事故(生産物賠償)の支払限度額は、保険期間中の支払額合計で、身体賠償10億円、財物賠償3,000万円が限度です。

※預かり物の事故(受託者賠償)については、保険期間中の支払額合計で、3,000万円が限度です。(現金については1事故30万円を限度とします。)

※受託自動車への賠償事故の場合、保険金支払限度額は以下のとおり

有料駐車場の場合 保管台数に応じて別途定めます。

無料駐車場の場合 3,000万円

### <自己負担額>

1事故につき 1万円

※受託自動車への賠償事故の場合自己負担額は以下のとおり

有料駐車場の場合 1事故につき5万円

無料駐車場の場合 1事故につき1万円

## 保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者または保険契約者の故意による事故
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然事変
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑤業務従事中の使用人等の身体事故

など

## 保険料～保険期間1年間・一時払

保険料は、対象施設の売上高、保管台数、園児数により算出され下記のとおりです。(これらの保険料の算出基礎は、最近の会計年度における数値となります。また、保険期間終了後の確定精算はありません。)

### <結婚式披露宴会場・会館保険料>

売上高(万円)	保険料	売上高(万円)	保険料
1～300	12,000円	6,001～10,000	240,000円
301～1,000	36,000円	10,001～20,000	360,000円
1,001～3,000	72,000円	20,001～30,000	540,000円
3,001～6,000	144,000円	30,001以上	お問い合わせください。

### <有料駐車場保険料(および支払限度額)>

最高保管台数(台)	支払限度額(万円)	保険料
1～10	800	10,000円
11～20	1,500	18,000円
21～40	2,700	34,000円
41～70	4,300	48,000円
71～100	6,000	70,000円
101～120	7,000	80,000円
121以上	お問い合わせください。	

### <幼稚園・保育園保険料>

園児数(人)	保険料	園児数(人)	保険料
1～50	4,000円	201～300	24,000円
51～75	6,000円	301～400	32,000円
76～100	8,000円	401以上	お問い合わせください。
101～200	16,000円		



## ご注意事項

- ご契約者以外に補償対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。
- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、保険期間開始後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、ご照会ください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 保険契約申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。被保険者(保険の対象となる方)のお名前、住所、業務内容などをご確認ください。
- 賠償責任保険では、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金から自己負担額を控除した額を、保険金支限度額の範囲内でお支払いします。
- この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は必ずご記入ください。
- 次のような場合には、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
  - ※住所を変更される場合
  - ※ご契約内容を変更される場合
  - ※この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合
- ご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- この保険はクーリングオフの対象契約ではありません。

- 万一事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。示談交渉は必ず損保ジャパンと相談いただきながら被保険者ご自身で行っていただきます。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照して事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故以外の保険金は全額)までが補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- 個人情報情報の取扱いについて  
 損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害賠償等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせをお願いします。

このちらしは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(引受保険会社)  
**損害保険ジャパン株式会社**  
 団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 Tel 03-3349-5408 Fax 03-6388-0162

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

(取扱代理店)  
**村上代理店(有限会社 村上)**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10  
 フリーダイヤル 0120-280-010 Fax 03-6447-5456

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで